

鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設整備及び運営事業に係る
事業者選定アドバイザー業務委託条件付一般競争入札(事後審査型)執行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣行田北本環境資源組合（以下「組合」という。）が発注する新ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託契約に係る条件付一般競争入札（事後審査型）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「条件付一般競争入札（事後審査型）」とは、入札参加資格に一定の条件を設定することにより業務の質及び履行の確実性を確保し、開札後に入札参加資格要件等の確認審査を行い、落札者を決定する方式の一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）をいう。

(参加資格)

第3条 一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 鴻巣市、行田市及び北本市（以下「構成市」という。）のうちのいずれかの競争入札参加資格者名簿において、業者種別「設計・調査・測量」、申請業種「建設コンサルタント」として登録されている者であること。
- (2) 国土交通省建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）における廃棄物部門及び建設環境部門の登録を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、構成市が定める契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱等に基づく入札参加停止措置及び暴力団排除措置要綱等に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、構成市のうちのいずれかの競争入札参加資格の再審査を受け、公告日に入札参加資格を有する者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に、行田市競争入札参加資格者心得第3条の2に規定する基準に該当する資本関係又は人的関係がない者であること。
- (7) 過去10年間（平成19年4月～平成29年3月）に、国又は地方公共団体が発注

する一般廃棄物（ごみ）焼却施設を対象としたDBO方式による事業者選定アドバイザー業務を元請として受託し、完了した実績を有する者であること。

(8) 配置予定技術者について、次の条件をすべて満たすことができる者であること。

(ア) DBO方式による事業者選定アドバイザー業務に従事した経験を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること（業務の実績は、(7)に示すとおりとする。）。

(イ) 管理技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有し、業務の全般にわたり包括的管理が可能であること。

(ウ) 照査技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有し、業務の全般にわたり技術的取りまとめが可能であること。

(エ) 上記管理技術者及び照査技術者は、兼任しないこと。

(オ) 構造設計一級建築士または設備設計一級建築士を配置できること。

(カ) 当該入札参加者と3ヶ月間以前より直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を技術者として配置できること。

○留意事項

本業務の受注者又は受注者の関連会社は、本事業の事業者選定に参加する応募企業若しくは応募企業の一員、協力会社又は応募企業等のアドバイザーとなることはできない。

※「受注者の関連会社」とは、受注者の発行済み株式総数100分の20を超える株式を有し、若しくはその出資の100分の20を超える出資をし、又は受注者の代表権を有する役員を兼ねている企業等を指す。

(入札の公告)

第4条 公告は、様式第1号により掲示するものとする。

(設計図書等)

第5条 設計図書等は、組合のホームページ又は計画建設課で閲覧するものとする。

2 入札参加希望者からの質問は、質問書（様式第2号）により行うものとし、その提出期間及び提出方法は、前条の公告に記載するものとする。この場合において、質問に対する回答は、回答書（様式第3号）により、組合のホームページにて周知するものとする。

(現場説明会)

第6条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札の参加)

第7条 入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書(様式第4号)(以下「参加申請書」という。)を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 参加申請書は、公告に示した期間内に、FAXにより計画建設課まで送信するものとし、持参、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

(入札保証金)

第8条 入札保証金は免除とする。

(入札書及び入札金額見積内訳書の提出)

第9条 入札書及び入札金額見積内訳書(以下「入札書等」という。)は、指定する入札書等の様式に必要な事項を記入し、入札者(法人にあつては商号及び代表者氏名)の記名押印をした上で、配達日指定郵便により指定日に提出するものとする。

2 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとし、次に掲げる要領により二重封筒で郵送しなければならない。

(1) 中封筒には、入札書等を封入し、表側に入札書等在中、業務名、履行場所、入札者(法人にあつては商号及び代表者氏名)及び開札日を記載する。

(2) 外封筒には、前号の中封筒を封入し、表側に宛名及び配達指定日を記載し、業務名及び「入札書等在中」の文言を朱書き表記する。裏側には入札者(法人にあつては商号又は名称)、担当者名及び連絡先を記載する。

3 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札の執行)

第10条 入札(開札)は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、執行する。

(再度入札)

第11条 再度入札は行わない。落札者がいない場合は不調とする。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、次の手続を行った上で、入札を辞退することができる。

入札(開札)の執行までに、入札辞退届(様式第5号)を計画建設課へ直接持参して提出すること。

2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の保管等)

第13条 入札書等が到達したときは、郵送用の外封筒を開封して入札書等を封緘した中封筒を確認し、これを開札日時まで総務課において厳重保管するものとする。

2 入札参加者が郵送した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取りやめ等)

第14条 管理者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）、刑法（明治40年法律第45号）その他関係法令に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札の執行を延期し又は落札候補者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。

2 天災地変その他やむを得ない事情により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札
- (2) 記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札
- (4) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入札
- (6) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を提出した入札
- (7) 公告で示した入札書配達指定日以外に到達した入札
- (8) 入札書を郵送する封筒に指定された事項が記載されていない入札
- (9) 入札書が郵送された封筒に記載の差出人（法人にあっては商号及び代表者氏名）と入札書の入札者（法人にあっては商号及び代表者氏名）が相違する入札
- (10) 2以上の入札書を提出した者がした入札
- (11) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (12) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第6号）を提出した者がした入札
- (13) 参加資格審査のために管理者が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (14) 前各号に定めるもののほか、公告に示す事項に反した者がした入札

(入札の立会い)

第16条 管理者は、開札を行うときは入札立会人（以下「立会人」という。）を2人立ち合わせなければならない。

- 2 前項の立会人は、参加申請書を提出した者（以下「入札参加申請者」という。）の受付順に通し番号を付し、それぞれ次の表のとおり入札参加申請者数の区分に応じた受付順番号に該当するものを選任する。ただし、入札参加申請者が1人の場合は、当該入札参加申請者を選任し、当該入札事務に関係のない職員を1人立ち合わせるものとする。

入札参加申請者数	受付順番号
2人又は3人	1、2
4人以上10人以下	2、4
11人以上20人以下	3、11
21人以上	4、21

- 3 前項の規定により選任された立会人には、入札立会依頼書（様式第7号）により立会いを依頼するものとする。
- 4 前項の規定により依頼された立会人が入札に立会いできない場合は、入札立会人委任状（様式第8号）により代理人が立ち会うものとする。
- 5 立会人は、入札前に入札立会人名簿（様式第9号）に署名するものとする。
- 6 予定された立会人が入札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 7 入札立会いに係る交通費等は立会人の負担とする。

（入札の傍聴）

第17条 入札者又はその代理人（立会人又はその代理人を除く。以下同じ。）は、当該入札を傍聴することができる。

- 2 入札者の代理人が入札を傍聴しようとするときは、入札傍聴委任状（様式第10号）を管理者に提出しなければならない。
- 3 入札を傍聴する入札者又はその代理人は、入札会場における紀律の保持に関して職員の指示に従わなければならない。

（落札候補者の決定）

第18条 落札候補者は、予定価格の108分の100の価格の制限の範囲内の価格で入札した者とし、入札価格の低い者から順位を決定する。

（くじによる落札候補者の決定）

第19条 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人として参加している場合又は当該入札を傍聴している場合はその者にくじを引かせ、参加又は傍聴をしていない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札決定の保留)

第20条 落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第21条 管理者は、第18条又は第19条により落札候補者となった者に対し、速やかに落札候補者通知(様式第11号)により電子メール又はFAXにより連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

- 2 落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書に一般競争入札参加資格等確認資料(様式第12号)を添えて、管理者に提出しなければならない。あわせて、その他必要な資料を提出するものとする。
- 3 前項の書類は、第1項の通知をした日の翌日から起算して原則として2日以内(土日を除く。)に持参により提出しなければならないものとする。
- 4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために組合の管理者が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(参加資格の審査)

第22条 管理者は、入札参加資格要件に基づき、最も入札価格の低い落札候補者から当該要件を満たしているか否かの審査を行う。審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、第18条の規定に基づき次順位の落札候補者の審査を行う。以下、落札候補者が入札参加資格を満たすことを確認できるまで同様に審査を行うものとする。

- 2 前項の審査は、入札書等、確認資料等により行うものとし、前条第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として7日以内(土日を除く。)に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- 3 参加資格の審査結果は、入札参加資格審査結果調書(様式第13号)により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定)

第23条 管理者は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、直ちに落札者に対し、電子メールの方法により連絡するものとする。

- 2 管理者は、落札者から課税事業者届出書又は免税事業者届出書を徴取するものとする。

(入札参加資格不適合の通知)

第24条 管理者は、第22条の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対し、入札参加資格不適合通知書（様式第14号）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者が、入札参加資格を満たしていないとされた理由に不服があるときは、前条の通知の日の翌日から起算して5日以内（土日を除く。）に管理者に対し、その理由について説明を求めることができる。

3 入札参加資格を満たしていないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書（様式第15号）を持参し、又は郵送することにより行うものとする。

4 管理者は、第2項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日以内（土日を除く。）に回答書（様式第16号）により回答するものとする。

(契約保証金)

第25条 契約保証金の納付及び免除については、鴻巣行田北本環境資源組合契約規則で準用する行田市契約規則（昭和51年行田市規則第22号。）第4条及び第5条に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、預かり証兼返還請求書に基づき還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

(契約の確定)

第26条 契約は、管理者と契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

(その他)

第27条 この要綱に特別の定めがない事項は、構成市で定める諸規定等の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月20日から施行する。